

○三重大学医学部附属病院初期臨床研修管理委員会内規

(平成 22 年 9 月 1 日内規第 3031 号)

改正 平成 23 年 5 月 25 日内規 平成 26 年 3 月 26 日内規
平成 30 年 5 月 23 日内規 平成 30 年 6 月 29 日内規
平成 31 年 3 月 27 日内規 令和 2 年 3 月 25 日内規
令和 5 年 1 月 25 日内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部規程第 14 条の規定に基づき、三重大学医学部附属病院初期臨床研修管理委員会(以下「管理委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 管理委員会は次の各号について審議する。

- (1) 研修プログラムの作成及び研修の実施に関すること。
- (2) 研修プログラム相互間の調整に関すること。
- (3) 研修プログラムの運用に関すること。
- (4) 研修医の管理に関すること。
- (5) 研修医の採用・中断・修了の評価に関すること。
- (6) 診療科及び関係病院の連携、調整に関すること。
- (7) その他、初期臨床研修プログラムの統括管理を行うために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 管理部長
- (3) 看護部長
- (4) 臨床研修・キャリア支援部長
- (5) 臨床研修・キャリア支援部初期研修センター長
- (6) 中央部門及び支援部門の代表者
- (7) 関連初期臨床研修プログラムの研修責任者
- (8) すべての協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (9) すべての臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (10) 三重県医師会の代表者
- (11) その他管理委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 6 号から第 11 号までの委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 管理委員会に委員長を置き、臨床研修・キャリア支援部長をもって充てる。

2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 管理委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第 7 条 委員がやむを得ない理由のため管理委員会に出席できないときは、代理者を指名して出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めるときは、管理委員会にその他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 管理委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この内規に定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 25 日内規)

この内規は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日内規)

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 23 日内規)

この内規は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 29 日内規)

この内規は、平成 30 年 6 月 29 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日内規)

1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規の施行の際現に改正前の内規第 3 条第 6 号の委員である者は、この内規の第 3 条第 6 号の委員とみなし、その任期は、第 4 条の規定にかかわらず、改正前の内規による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日内規)

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 25 日内規)

この内規は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。